

委任専決第9号

専決処分書

わたSHIGA 輝く国スポ守山市食品衛生対策要項の制定について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（令和5年）第10条第1項に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月6日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会

会長 森 中 高 史



わた SHIGA 輝く国スポ守山市食品衛生対策要項を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史



わたSHIGA 輝く国スポ守山市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市宿泊・医事・衛生基本計画（令和5年5月15日制定）」に基づき、わたSHIGA輝く国スポ（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体（守山市で開催する競技の競技団体、国スポ開催のために市実行委員会が委託した業務の受託者等およびその他実行委員会が必要と認める者。以下同じ。）の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、県、県実行委員会、関係機関・関係団体の協力を得て、選手、監督、大会役員、視察員、報道員その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）が利用する宿舍および食品提供施設等に対し、より一層の食品衛生に関する正しい知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 監視・指導の実施

保健所等と連携・協力し、食品提供施設等に対する監視・指導を強化し、施設整備促進および食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3) 自主的な衛生管理活動の促進

県、県実行委員会、関係機関・関係団体の協力を得て、参加者等が利用する宿舍および食品提供施設等を対象に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第67条に基づく食品衛生推進員等と連携し、自主的な衛生管理活動の促進を図る。

(4) 食中毒発生時の措置

参加者等に食中毒患者が発生した場合には、所轄保健所と連携し、指示を受けて、事故の拡大防止に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

参加者等に食中毒患者が発生した場合に備え、関係機関・関係団体が迅速に対応できるように、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年9月6日から施行する。